

○資源管理措置(令和6年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制
 ※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全域共通)

令和7年2月 10 日
さわら検討会議

今後のサワラ資源管理の検討方向について

今後のサワラ資源管理について検討を進めるにあたり、資源管理措置等については、以下のとおりとする。

1. 資源管理の目標について

令和6年度の資源評価により示された目標管理基準値(最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量)の2035(令和17)年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論を踏まえて検討する。

2. 今後の資源管理措置の検討方向について

2025(令和7)年度の資源管理措置は現行のとおりとする。

2026(令和8)年度以降の資源管理措置については、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の議論や最新の資源評価を踏まえ、必要な検討を進める。

令和 7 年度 さわら広域資源管理の取組

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁(6/5～7/11)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により4日間 (5月:3日間、6月以降1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により4日間 (5月3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間46トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁(5/16～6/15)→休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁(5/1～5/31)→休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁(5/1～5/31)→休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記1の措置のほか、従来取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和7年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制
 ※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示（案）について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 46 号の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 7 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 49 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 **四十九号** (案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

	<p>界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
播磨灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>
備讃瀬戸	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>
燧灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
安芸灘	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p>

	<p>一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島榊崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>
伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線</p>

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		ざごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

令和 7 年 2 月 10 日
さわら検討会議

サワラを対象とする知事許可漁業の操業期間の変更等を実施する際の対応について

瀬戸内海サワラ関係府県において、サワラを対象とする知事許可漁業の操業期間等の変更（以下「操業期間変更等」という。）を実施する際には、適正なサワラの資源管理等の観点から、関係府県は基本的に下記のとおり対応を行う。

記

（関係府県間調整及び事務局への連絡）

1. 操業期間等変更を要望する府県（以下「要望府県」という。）は、関係府県と十分に事前協議を行い、操業期間変更等を実施する意向を、さわら検討会議の事務局である水産庁瀬戸内海漁業調整事務所に連絡する。

（さわら検討会議での協議）

2. 要望府県は、さわら検討会議において操業期間変更等を実施する意向を表明するとともに、当該案件の経緯及び関連する漁業種類、操業期間等変更の内容及び予定実施時期等について、さわら検討会議の参加者に説明を行い、会議参加者と協議を行う。協議においては、「さわら検討会議の開催要領について（令和 6 年度以降）（令和 6 年 2 月 21 日付け瀬戸内海漁業調整事務所）」を踏まえ、科学的な資源評価結果等に基づき、サワラ資源管理措置に関する検討・協議を行い、関係府県間で認識を共有した上で、各府県内における操業期間変更等を実施できるように努める。

（要望府県による判断）

3. 要望府県は、2 の協議結果（2 の協議後の関係府県との協議結果を含む。）を踏まえ、当該操業期間変更等（当初の内容から修正されたものを含む。）の実施を判断する。

（操業期間変更等による資源への影響の検討及び評価）

4. 操業期間変更等の措置を実施した府県は、当該操業期間変更等によるサワラ資源への影響等を検討及び評価するために、当該操業期間変更

等を実施した前後における漁獲量及び漁獲組成に関連する情報・データ（尾さ長、体重、性成熟度、その他の当該操業期間変更等により影響を受けると考えられるもの）を調査・把握し、さώρα検討会議に提出した上で、必要な説明を行う。